

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
9月27日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(長寿社会課).....一
 - 漁業災害補償法第百十八条第三項の規定による一定の水域の設定(団体指導室).....二
 - 共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等(水産振興課).....二
 - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課).....三
- 公告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....三
 - 貸金業者の業務の停止(経営金融課).....四
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四
 - 一般競争入札の実施(物品管理課).....四
- 雑報
 - 県報の正誤(平成十二年十一月二十四日山口県公安委員会規程第五号ほか一件).....六

山口県告示第三百七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

名 称 療 所 機 関 地 所 在 地 廃 止 年 月 日

小羽山薬局 宇部市南小羽山町二丁目一九番一 平成二五、八、一二
五号

山口県告示第三百八十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百十八条第三項の規定により、一定の水域を次のように定めた。

漁業災害補償法第百十八条第三項の規定による一定の水域の設定に関する告示(平成十六年山口県告示第八十二号)は、廃止する。

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 かき養殖業

加入区の名称	水 域
小島加入区	区第八号の漁業権に係る漁場の区域
彦島加入区	区第二十二号の漁業権に係る漁場の区域
下松加入区	区第二百三十二号、区第二百三十六号及び区第二百三十八号の漁業権に係る漁場の区域
森野加入区	区第二百五十六号及び区第二百五十七号の漁業権に係る漁場の区域
白木加入区	区第二百五十八号及び区第二百五十九号の漁業権に係る漁場の区域

二 小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式三年魚はまち養殖業、小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業、小割り式二年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業、小割り式一年魚かんばち養殖業、小割り式二年魚かんばち養殖業、小割り式三年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式一年魚すずき養殖業、小割り式二年魚すずき養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業、小割り式二年魚ひ

加入区名称	水	域
奈古加入区	区第二号及び区第三号の漁業権に係る漁場の区域	
小畑加入区	区第四号の漁業権に係る漁場の区域	
大島加入区	区第五号の漁業権に係る漁場の区域	
野波瀬加入区	区第六号の漁業権に係る漁場の区域	
大浦加入区	区第十一号及び区第十二号の漁業権に係る漁場の区域	
久津加入区	区第十三号及び区第十四号の漁業権に係る漁場の区域	
和久加入区	区第十八号の漁業権に係る漁場の区域	
黒井加入区	区第十九号の漁業権に係る漁場の区域	
下松第一加入区	区第二百二十九号の漁業権に係る漁場の区域	
下松第二加入区	区第二百二十八号、区第二百三十一号、区第二百三十三号、区第二百三十四号、区第二百三十五号、区第二百三十七号及び区第二百三十九号の漁業権に係る漁場の区域	
長島加入区	区第二百四十一号の漁業権に係る漁場の区域	
阿月加入区	区第二百四十二号の漁業権に係る漁場の区域	
東三浦加入区	区第二百五十一号の漁業権に係る漁場の区域	
江ノ浦加入区	区第二百五十二号の漁業権に係る漁場の区域	

らまさ養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式一年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖業、小割り式四年魚まはた養殖業、小割り式すぎ養殖業、小割り式さば養殖業、小割り式二年魚くるまぐる養殖業、小割り式三年魚くるまぐる養殖業、小割り式四年魚くるまぐる養殖業、小割り式二年魚めばる養殖業、小割り式三年魚めばる養殖業、小割り式四年魚めばる養殖業及び小割り式かわはぎ養殖業

樽見加入区	区第二百五十三号及び区第二百五十四号の漁業権に係る漁場の区域
片添加入区	区第二百六十号の漁業権に係る漁場の区域

山口県告示第三百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のとおり定めた。

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 免許の内容たるべき事項

(一) 公示番号 内共第一号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	かに漁業	〃
〃	こい漁業	〃
〃	ふな漁業	〃
〃	ます漁業	〃

(三) 漁場の位置

玖珂郡和木町及び岩国市並びに広島県大竹市及び廿日市市地先の小瀬川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流及びGとHとを結んだ線から下流の小瀬川、CとDとを結んだ線から下流の谷川、長谷川、日宛川、上大三郎川、石原川並びに温原川の区域（ます漁業については、EとFとを結んだ線から下流の小瀬川及びCとDとを結んだ線から下流の谷川の区域を除く。）

点の位置

- 基点A 玖珂郡和木町大和橋上流側右岸基部
- B 広島県大竹市大和橋上流側左岸基部
- C 岩国市小瀬川津堰堤下流側右岸基部

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人きらり

代 表 者 の 氏 名 村岡 章

主たる事務所の所在地 長門市三隅中一四七〇番地

(三三三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

とあり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年十一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及

び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人という

代 表 者 の 氏 名 高村 一男

主たる事務所の所在地 岩国市玖珂町九九二番地

(三三三三) 貸金業者の業務の停止

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の四第一項第二号の規定により、次のとおり貸金業者に対し、その業務の停止を命じました。

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 処分をした年月日

平成二十五年九月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所等の所在地、代表者の氏名、登録番号及び登録年月日

商 号 又は 名 称 株式会社アンサー

主たる営業所等の所在地 周南市平和通二丁目三八番地

代 表 者 の 氏 名 木津 盛照

登 録 番 号 山口県知事(3)第〇一五〇〇号

登 録 年 月 日 平成二十五年一月九日

三 処分の内容

平成二十五年九月二十一日から同年十二月四日までの間における業務(弁済の受領

及び債権の保全に関するもの並びに知事が特に必要と認めたものを除く。)の全部の

停止

(三三四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市楠木町二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区野田二丁目一三番一七号

ミサワホーム中国株式会社

(三三五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

七年政令第百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

平成二十五年九月二十七日

- (一) 物品等の名称及び数量
警察情報ネットワーク端末装置 三百六十五台
- (二) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成二十六年一月三十一日
- (四) 納入場所
山口県警察本部警務部情報管理課
- 二 入札参加資格
- (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県会計管理局物品管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所

- (三) 山口県会計管理局物品管理課
受領期限
平成二十五年十一月六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年十一月七日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室
- (二) 日時
平成二十五年十一月七日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: Police information network personal computers 365 sets
- (3) Delivery period: January 31, 2014
- (4) Delivery place: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., November 6, 2013
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., November 7, 2013)



正誤

平成十二年十一月二十四日山口県公安委員会規程第五号（山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程）

ページ	箇所	誤	正
二	表中	禁止命令書の公布	禁止命令書の交付

平成二十五年八月二十三日山口県公告（二九六）（一般競争入札の実施）

ページ	段	行	誤	正
一	下	一三四	平成二十三年山口県告示第二百七十一号	平成二十五年山口県告示第二百六十二号